

第 7 回 京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会 議事要旨

令和 7 年 10 月 21 日

開催日時	令和 7 年 10 月 6 日（月）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分（60 分間）
場 所	京都労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 出席 3 名 欠席 0 名 家内労働者代表委員 出席 1 名 欠席 2 名 委託者代表委員 出席 3 名 欠席 0 名
主要議題	1 改正京都府丹後地区絹織物業最低工賃表の定義等の文言、発効日について 2 改正京都府丹後地区絹織物業最低工賃表の議決について 3 最低工賃専門部会長報告、答申について
議事要旨・議事録 本会議は 《公開・非公開 1 部会長から第 6 回最低工賃専門部会において、最低工賃表の枠組み、改正金額につき合意済みであること、今回は、定義等に係る文言の確認と周知期間を踏まえた発効日についての確認をすることが述べられた。 併せて、丹後織物工業組合（以下、「丹工」という）と西陣織工業組合（以下、「西工」という）および事務局（労働局）で事前に協議、調整が行われた結果の説明を求められた。 2 事務局から改正最低工賃表の定義等の文言、発効日の協議、調整結果が報告された。 事務局の報告に対し、丹工、西工委員から異議ない旨の意思が示され、他の委員からの異議もなかった。 3 改正最低工賃表案について採決が行われ、出席委員全員一致で改正案が議決された。 4 京都地方労働審議会に対する最低工賃専門部会長報告案の内容が確認、承認され、最低工賃専門部会長報告が決定した。併せて、最低工賃専門部会の議決が京都地方労働審議会の議決となる旨の規程に基づき、京都地方労働審議会会長から京都労働局長に対する答申案が確認、承認され、答申が決定した。 5 事務局から今後の改正最低工賃の発効に至るまでの手続きについて説明。 部会長から答申について異議申出がある場合は、10 月 30 日に異議申出に関する最低工賃専門部会での審議を実施すること、異議申出がない場合には、今回で審議を終了する旨の説明があった。 以上	